

一般社団法人次世代センサ協議会

「社会インフラ・モニタリングシステム研究会」規則

(本規約は、一般社団法人次世代センサ協議会細則に基づき制定)

第1章 総則

第1条(名称)

本会は一般社団法人次世代センサ協議会「社会インフラ・モニタリングシステム研究会」と称する。

第2章 目的および事業

第2条(目的)

本会は実用的なモニタリングシステムに関する技術調査、市場調査、研究、開発などの活動を通じて、新産業創成と、社会インフラの維持管理に寄与することを目的とする。

第3条(事業)

本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- ① モニタリングシステム普及のための課題調査
- ② モニタリングシステム実用化に向けての技術研究、開発支援
- ③ モニタリングシステム市場の事業展望と課題研究
- ④ モニタリングシステムの普及、啓発活動
- ⑤ その他、目的を達成するための必要事業

第3章 研究会員

第4条(会員の種類、入退会)

本会は会の目的および事業の遂行に協力する法人研究会員と、本会の実務を分担する個人研究会員を以って構成する。

2. 研究会員の入退会は幹事会の承認によるものとする。

第4章 役員・顧問

第5条(役員)

本会に次の役員をおく。

代表 1名

委員 若干名

本部委員 若干名

2. 代表、本部委員は運営委員会によって委嘱される。

3. 委員は法人研究会員の代表者または専門部会リーダー、サブリーダーの中から選任される。

第6条(役員の任務)

代表は本会を代表し、会務を統括する。

2. 委員は幹事会に出席し、会務および提案事項に対して意見を述べる。

3. 本部委員は事務局を構成し、事務局業務(企画、会計、渉外、部会運営等)を分担し、処理する。

第7条(顧問)

本会はアドバイザーボードとして知見の高い研究者、有識者を顧問とし、助言を受けることができる。顧問は幹事会の推薦により、代表が委嘱する。

第5章 会議

第8条 本会の会議、及び会議事項は下記の通りとする。

1. 定例会： 定例的役員、および法人研究会員代表が集積し、次の事項に関する実行と審議、決定を行う。
 - ① 事業 報告および予算執行に関する事項(年度)
 - ② 事業計画および予算案に関する事項(年度)
 - ③ 専門部会等の活動報告と審議
 - ④ 会員相互の情報交換
 - ⑤ 情報交流会、見学会の開催
 - ⑥ 研究会員による発表、企業紹介
 - ⑦ その他、本会に関する重要事項
2. 幹事会： 幹事会は役員が出席し、下記事項を審議、決定する。
また、議題によっては法人研究会員代表も出席し意見を述べるこ

できる。

- ① 事業報告案、決算案、事業計画案、予算案の審議
- ② 本会の活動計画、実行状況に関する審議
- ③ 本会内、部会や特定プロジェクトの組織化と、各部会館活動の調整。
- ④ その他、会務の重要事項。

第6章 専門部会

第9条(専門部会)

本会には事業を円滑に遂行するため専門部会を設けることができる。

2. 各専門部会のリーダーは各部会にて選任し、本会幹事として代表が委嘱する。

3. 法人研究会員は少なくとも一つの専門部会に 1 人以上の委員を派遣し、関係する専門部会の実務を分担しなければならない。

4. 各部会の運営については別途運営細則を定める。

第10条(プロジェクト)

本会は特別な調査事業や受託事業に対応するため、必要に応じてプロジェクトを設けることができる。

2. プロジェクトの運営については別途運営細則を定める。

第7章 知的財産権

第11条(知的財産権)

本会の活動において共同出願する発明が発生した場合は、当事者間にて円満に処置するものとする。

第12条(秘密情報保持)

本会において、または専門部会やプロジェクトにおいて、研究会員より申し入れのある秘密情報は、第三者に漏えい、または開示してはならない。

場合によっては個別物件ごとに本会と法人研究会員間で秘密保持契約を締結することがある。

第8章 計算

第13条(収入・支出)

本会の収入は次の各項から成り、これを以って本会の目的遂行に要する費用を支弁する。

- ① 当研究会員年会費および前年度研究会繰越金相当分
- ② 事業収入
- ③ 補助金、寄付金その他雑収入

1. 本会の計算は本部運営委員会が監査する。

第14条(年会費)

法人研究会員の年会費は下記とする。

次世代センサ協議会会員 ; 60,000 円

非次世代センサ協議会会員; 120,000 円

個人研究会員 : 無料 (ただし次世代センサ協議会個人会員であり、何らかの実務を分担すること)

第15条(事業年度)

本会の事業年度は毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

第9章 規約の変更

第16条(規則の変更)

この規則は会議出席法人研究会員の過半数の賛意により決議の後、運営委員会の承認を経なければ変更することができない。

付 則

創設時の規則は暫定的に『次世代センサ協議会「社会インフラ・モニタリングシステム研究会」規約 (案 V3) 2012. 3. 23』を承認する。

2013年6月1日 運営委員会の承認により制定